

ハローワーク神戸 専門援助第一部門 主任就職促進指導官が思う 「障害者雇用の支援について」

はじめに

ハローワーク神戸 専門援助第一部門 主任就職促進指導官の陸井（くがい）と申します。今回から4回にわたりまして障害者雇用の支援というテーマで記事を書かせていただきますので、よろしくお願ひいたします。前々回から発達障害者支援センター長、兵庫障害者職業センター所長よりリレーを引き継いでおりますので、今回ではハローワークを通じた障害者雇用の支援にテーマを絞ってお書きしたいと考えます。初回は全体像を概観して、次回より中身を掘り下げます。

ハローワークを通じた事業主支援

ハローワークの主な業務は、障害者に限らず「人」と「会社（仕事）」を結び付けることです。障害者の場合このプロセスを、障害者に対しても事業所に対しても、より丁寧に行っているとイメージしていたくと解りやすいと思います。

支援のメニューとしては下図のとおりとなります。

[障害者雇用の相談] ⇒ [障害者求人の受理] ⇒ [障害者の職業紹介] ⇒ [トライアル雇用の手続]
⇒ [職場定着支援] ⇒ [特定求職者雇用開発助成金等の申請]

1. 障害者雇用の相談

毎年、事業主から障害者雇用状況報告を求め、法定雇用率未達成の事業主に対して指導を行っています。そのため障害者雇用を検討する事業主の方は、法定雇用率の達成を考える場合が多いですが、他に雇用率とは無関係に障害者の社会参加に理解を示して雇用を考える事業主もおられます。近年ではダイバーシティと呼ばれる多様性の実現という考え方から、障害者雇用の機運が世の中に広がっています。

いずれにしてもハローワークの窓口では、どのような職種でいかなる労働時間、雇用形態、休日等で雇用を進めるかをケースバイケースでご相談します。その際、下記の2～6で述べるようなハローワークを通じた支援メニューを併せてご案内します。



2. 障害者求人の受理

ハローワークの求人には、一般の求人と障害者専用の求人があります。一般の求人にも障害者の方は応募できますが、障害者専用の求人の場合、仕事内容や勤務条件に配慮しつつスロープ、手摺り等の設備の有無を確認します。また、4. で述べますトライアル雇用を行う場合、障害者専用の求人票に「障害者トライアル雇用併用求人」と明記するとともにトライアル期間中の労働条件も表記します。

障害者専用求人もハローワークインターネットサービスで公開することができ、また求人者マイページを通じてWebで申し込むこともできます。

3. 障害者の職業紹介

ハローワークから障害者を紹介する場合、求人事業主に障害の有無を説明して紹介する場合（オープン紹介）と、障害の事情は説明せずに一般求人で紹介する場合（クローズ紹介）があります。障害の特性に配慮して受け入れができるとともに、助成金の活用を考えられるのであれば、オープン紹介のほうが適切

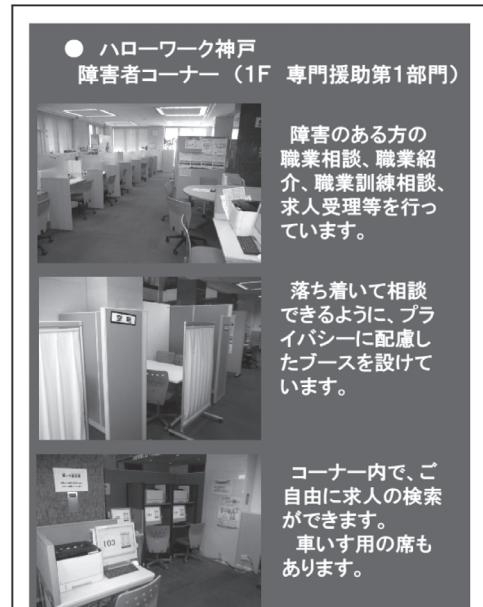
な場合があります。

ハローワークには仕事を探されている多くの障害者が登録されていますので、能力・経験等の点において適格な方を紹介することができます。

4. トライアル雇用の手続

トライアル雇用は、原則3ヶ月のいわばお試し期間中に事業主が奨励金を受けながら実施計画に沿って実地で指導・研修を行いつつ、常用雇用への移行の可否を考える制度です。期間中本人は職場環境に慣れ仕事に習熟するとともに、事業主も本人の能力・適性や職場環境への適応を見極めることができます。

トライアル雇用も雇用なので、その間賃金と雇用保険加入が発生します。また、あくまで3ヶ月限定の雇用のため、事業主への特定求職者雇用開発助成金や本人への再就職手当は、常用雇用へ移行した段階で申請できるようになります。



5. 職場定着支援

障害者の職業紹介は、採用後順調に長期雇用へ推移することもあるが、様々な課題が発生することもあります。そのため職業紹介により就職した障害者が職場に適応して就労が続けられるよう、採用後一定期間経過後、職場適応の状況を把握するため事業主・障害者に連絡を取り、場合によっては職場訪問を実施して対面での相談を行います。そこで課題が見つかれば解決へ向けて助言を行います。

6. 特定求職者雇用開発助成金等の申請

ハローワークの紹介で障害者を常用雇用した場合、特定求職者雇用開発助成金等の申請を行うことができます。これは紹介する際にハローワークから障害者であることの事情を説明しており、紹介時点において無職であった場合が対象となります。他に解雇者を出していない等の要件がありますので、注意を要します。

兵庫県の場合、ハローワーク助成金デスクが申請の受理業務を行っています。

おわりに

以上支援メニューを概観しましたが、形式的な手続きの履行にとどまらず、個々の障害者の特性に応じ仕事への能力・適性に着目しつつ、ご本人と丁寧な意思の疎通を図りながら雇用・職場適応を進めていくことが最も大切なことだと思います。

また、ハローワーク独自の制度をご説明しましたが、そのプロセスにおいては、地域の支援機関、障害者職業センター、障害者職業訓練校、特別支援学校等の関係機関と緊密な連携を取りながら、事業主支援、そして障害者本人の支援を行うことが重要です。

ハローワーク神戸（神戸公共職業安定所）

〒650-0025 神戸市中央区相生町1丁目3番1号

Tel 078-362-8609 (代表)

Fax 078-362-4582

HP https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/_105009/_111627.html

